

## 会報2025年10月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



外部リンク [URL](http://URL) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

10月1日(水)掲載

### 「お知らせ」

再 【11月講習案内】

- ①化学物質管理者 11月28日(金)残席15 年内に形にできるやり方 (CD) をご説明/配布できる今年最後の講習です
- ②アーク溶接 11月5,6,8日残席4
- ③自由研削といし 11月21日(金)残席10

【12月講習案内】

保護具着用管理者 12月12日(金) 定員40名 残席29

### 「会報」

- ◇ 衛生週間メッセージ 支署長 浦本尚一
- ◇ 監督署の窓 義務化ストレスチェックについて ~2028年までに実施
- ◇ 安全経営あいち推進大会 2026年2月4日 金山 日本特殊陶業市民会館
- ◇ 県下14協会共同開催セミナー 3ヶ月計画
- ◇ 災害統計 ◆年間 愛知県と西尾市 ◆8月単月西尾市

### 「講習・セミナー」

詳しくは西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

会員無料 外国人材受入れに関する制度と実務対応セミナー 12月10日

会員無料 来期義務化カスハラを含むハラスメントの防止と対応 12月4日

### 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー 申込書

労働法の基礎を学ぶ下記内容で定期的に情勢を確認頂く場として毎年実施しています。  
・労働トラブル発生時の企業責任 ・安衛法 ・労働保険制度 ・労働基準法  
経営者、人事責任者向けに県下10会場で開催中です。\*会員、非会員問わず募集  
定員は70名 申込締切10月31日(金)

申し込みは右記の愛知労働基準協会WEBで受付しています→  
今回 WEB申し込みが難しい方向けに 下記FAX申し込みを追加します



1. 日時：2024年12月3日(水) 受付13:00 開演13:30 終了16:30
2. 場所：西尾駅前コンベンションホール 2階ホール

西尾労働基準協会 行 FAX(0563)56-0244 2025年 月 日  
12月3日労働法セミナーに出席します \*参加希望の事業所のみ西尾協会までFAXください

事業所

役職・氏名

## 全国労働衛生週間を迎えて

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様におかれましては、日頃より職場における労働衛生水準の向上にご尽力いただきまして、感謝を申し上げますとともに、労働行政の業務運営へのご理解とご協力に、厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で76回目を迎えます。本年度の全国労働衛生週間は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として全国で展開されます。

日本の総人口は減少が続き、高齢化が進展していますが、就業者数は、女性や高齢者の就業率の上昇により、近年増加傾向にあります。

精神障害の労災支給決定件数は、令和6年度は全国で1,055件と過去最多となっており、メンタル不調により連続1箇月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、近年上昇傾向にあり1割を超えています。また、何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は、約3人に1人を超えています。

化学物質に起因する労働災害は、年間全国で400件程度発生していますが、特定化学物質障害予防規則等、特別則の規制対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めています。

法改正では、令和7年5月の労働安全衛生法改正により、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックが3年以内に義務化されることとなり、労働施策総合推進法改正により、令和8年4月から治療と仕事の両立を支援するため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備等の措置が、事業者の努力義務となります。

化学物質による健康障害防止対策では、令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理が全面施行されていますが、リスクアセスメント対象物の拡大等から、危険性・有害性情報の通知（SDS）の履行確保のため、労働安全衛生法改正により、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられることとなり、5年以内に施行されます。

健康で働き続けるためには、多様で柔軟な働き方が可能となる等、仕事と生活の調和とともに、労働環境を取り巻く変化に対応した労働者の健康管理、メンタルヘルス対策等、心身の健康確保に向けた取組を進めていくことが必要です。

産業保健活動の支援としまして、産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の個別訪問支援、両立支援制度の導入支援等、地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の事業場におけるメンタル不調者への相談、ストレスチェック結果による高ストレス対象者への面接指導等、様々な産業保健サービスの提供をしておりますので、労働者の健康管理等におきまして、ご活用いただけますようお願いいたします。

最後になりますが、全国労働衛生週間における活動を通じ、労働衛生意識の高揚が図られ、健康で働き続けることができる職場環境づくりの促進を祈念しまして、全国労働衛生週間のメッセージとさせていただきます。

岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一

## ストレスチェックとその先に向けて

近年の、職場における精神障害の労災決定の増加に伴い、2028年頃までに、労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックの実施が義務化される見込みとなっています。ところが、ストレスチェック制度とは何かについて、事業場のご担当者しか把握していない現状や、何の役に立つのかあまりわからないといった声も多くあります。そこで、今回は本紙にて、簡単にではありますが、ストレスチェック制度についてお伝えできればと存じます。

ストレスチェックとは、正式には「心理的負担の程度を把握するための検査等」と呼ばれ、1年に1回、ストレスに関する質問票を労働者が回答し、結果をフィードバックすることで、労働者本人のストレス状態の気づきにつなげるものです。また集団分析においては、労働者一人一人の個人情報为非公開としながら、部署ごと、または事業場全体において、どのようなストレス傾向、特徴があるのかを読み取ることができます。例えば、心身のストレス反応、仕事のストレス要因、周囲のサポートの状況の傾向を把握できます。

ストレスチェックの対象者は、「常時使用する労働者」ですが、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため、できる限りストレスチェックの実施をお願いいたします。ストレスチェックの設問は、厚生労働省が推奨する調査票の場合は約50問程度（簡略版約20項目）あり、これにあてはまるか否かを、4段階で労働者が回答することとなっています。事業者は、その事業場におけるストレスチェック制度の実施方法を規程として定めませんが、一般的には回答した結果を、個人情報が漏れないよう専門の機関に提出し、法令で定める、医師、保健師、その他の一定の専門家により、内容を判定します。その後、労働者本人にのみ結果が戻ります。ストレスチェックの結果をもとに、労働者が医師との面接を希望すれば、事業場はそのセッティングをし、面接指導の記録を保存することとなります。さらに、面接指導の結果として、事業場は医師の意見を聴き、必要に応じて就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮等を検討することとなります。

ここまでストレスチェックの流れをざっくりとお伝えしましたが、いかがでしょうか。大きなポイントとして、設問に回答するだけがストレスチェックではなく、事業場にはストレスチェック後の対応もあるのだということを知っていただけたなら幸いです。ストレスチェックの導入に伴い、事業場にとっては個人情報の厳格な取り扱い、事務手続きの増加、ストレスチェックに係る外部機関等を利用するための費用などの負担があり、

初回導入においてはその運用への不明点も多く出てくるものと思われます。そこで活用いただいたのが、地域産業保健センターです。労働者数 50 人未満の事業場であれば、地域産業保健センターにて、ストレスチェック関連のサポートを無料で利用することができます。例えば、地域産業保健センターの医師や専門家が、労働者への面接指導を行うサービスや、事業場を視察して、メンタルヘルス面からの改善案を提供するものがあります。そのほかにも、厚生労働省による『労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』では、ストレスチェック制度の趣旨から始まり、その実施方法を、順を追って詳しく記載しています。

職場環境の改善にあたり、集団分析結果は、事業場内のストレス傾向を把握して、具体的な対策を考える材料となります。例えば事業場内でストレス傾向の高い部分について、照明の追加、設備投資、レイアウトの変更など、物理的な変更によって改善できるものであるか、または上司や周囲のサポートの状況や、作業量、作業時間を工夫すべきものであるのかというものです。ほかにも、地域産業保健センターの専門家による訪問支援など、外部の客観的な意見も参考となるものと思われますが、事業場の内側にいる労働者の皆さんの声に耳を傾けてみるのはいかがでしょうか。既にメンタルヘルス面のみならず、現場の方々から多くの意見をもとに事業活動の改善を模索している事業者の方もおられることと思われます。今後も少子高齢化に伴い、労働人口も貴重となる中で、働きやすさの追求やメンタルヘルス対策もますます重要視されていきます。

さて、愛知労働局ではリスクアセスメントにおける作業把握を通じて、経営全体における最適を模索しようという「安全経営あいち」の理念を皆様にお伝えしております。西尾労働基準協会のご尽力もあり、多くの事業者の方々にご賛同いただいているところであり、改めて御礼申し上げます。作業把握の必要性も皆様には重々ご理解いただいているものとは思われますが、メンタルヘルス対策においては、作業環境を「人」がどう受け止めているかが大きなポイントであります。今回取り上げましたストレスチェックは、メンタルヘルス対策を考える一つのきっかけに過ぎないものかもしれません。しかしながら、事業者の皆様には、作業把握だけでは観察することができない、人間関係、仕事量ほか「人」を取り巻く状況の把握にも大きな関心に向け、今後も事業活動をさらに展開していただけると幸いです。

参加費  
無料

すべての経営者へ

企業価値向上に向けて

～経営と現場をつなぐ～

異業種交流  
SP対談



株式会社協豊製作所  
代表取締役社長 大地 洋三氏  
トヨタ自動車安全衛生協会会長

2020年より現職に就任。  
労働者の安全確保をベース  
にモビリティの未来を支える  
企業を目指す。



株式会社物産コーディネーション  
代表取締役社長 加藤 央之氏

2020年より現職に就任。  
理念経営の推進により個  
を覚醒させ、右肩上がり  
の未来を拓く。

安全経営あいち  
推進大会 Season 2

Episode 1 2025

2026.

2.4.

水 13:30-16:00

Niterra 日本特殊陶業  
市民会館 ビレッジホール  
名古屋市中区金山一丁目5番1号

安全経営あいち推進大会 2025

検索





1

プロローグ  
～回顧から現在へ～

2

事例研究「安全経営あいち®」  
～安全は企業価値向上に貢献する～

3

異業種交流SP対談  
～企業価値向上に向けて「経営」と「現場」をつなぐ～

4

エピローグ  
～事業活動にあわせた安全に向けて～

過去大会参加者数延べ

**2,530人** (Web参加含む)

- 各企業の考え、取組みを理解出来て大変参考になり、新たな価値の創造へのヒントになりました。(製造業・経営者)
- 会社として役員はじめすべての関係者が取組に参加し成長すべきと感じました。(製造業・役員)
- 異業種の会社の取組が分かり、新鮮な情報を得ることができました。(製造業・経営者)
- 実勢に即した内容の講演等を拝聴させていただき、有意義な時間でした。(小売業・その他)
- 自社でも安全経営を浸透させていけば会社の成長につながると感じました。(製造業・管理職)

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

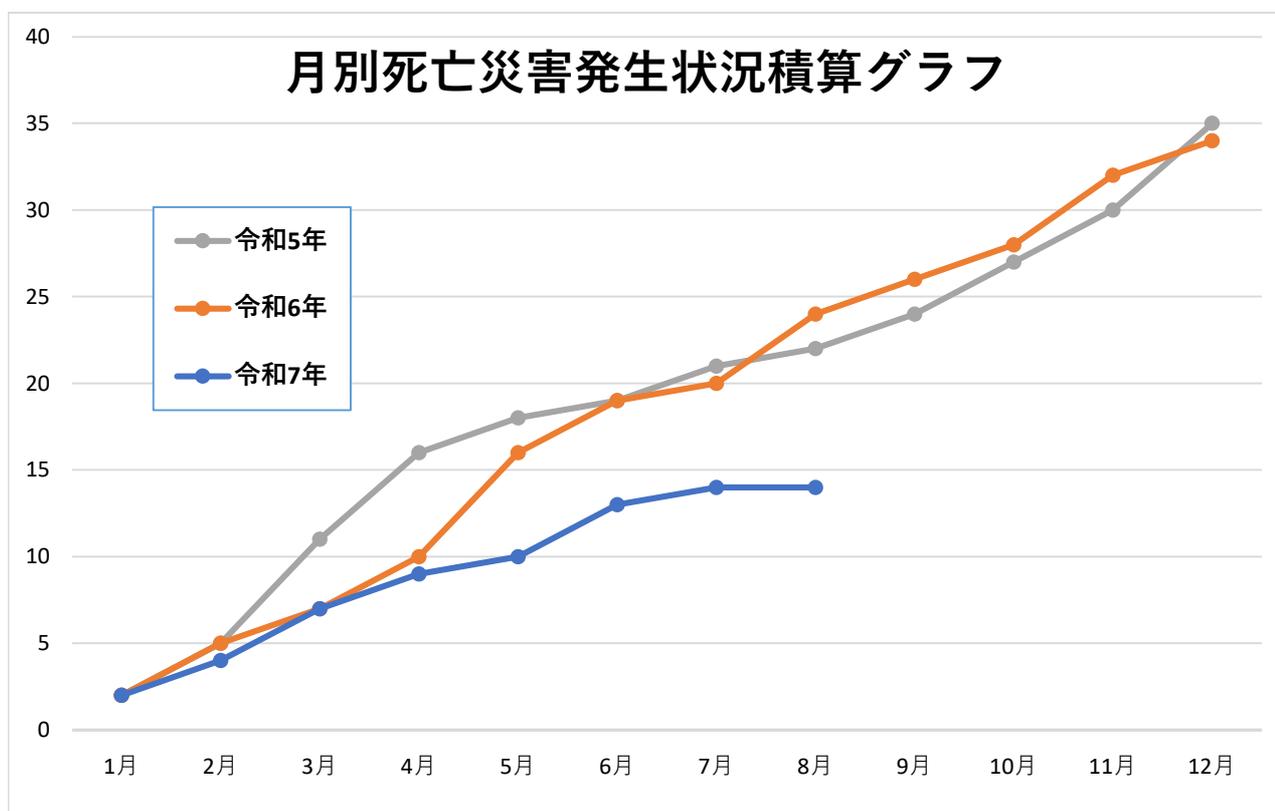
種別	講習会名	URL	10月	11月	12月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a01">https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a01</a>	14	19	9	無料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a02">https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a02</a>	7		10	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a03/a01">https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a03/a01</a>	8 22	5		全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座(13日間)	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a04">https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a04</a>	詳細はホームページからご覧ください					名北労働基準協会
	5. 建設業雇用管理者研修(1日)	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a08">https://www.meihokuroki.or.jp/course/total/a08</a>	24	14	19	無料		名北労働基準協会 他
労働問題セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/">https://www.meihokuroki.or.jp/</a>			4	無料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 世代間ギャップ解消セミナー	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/wp-content/uploads/1c56ec0">https://www.meihokuroki.or.jp/wp-content/uploads/1c56ec0</a>		12		無料		ウィルあいち
	3. カスハラ対策義務化対応緊急無料説明会	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/wp-content/uploads/1a2aee7">https://www.meihokuroki.or.jp/wp-content/uploads/1a2aee7</a>		18		無料		中区役所ホール
	4. 就業規則見直し講座	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/wp-content/uploads/bcd5e94">https://www.meihokuroki.or.jp/wp-content/uploads/bcd5e94</a>			5	13,000	16,000	名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c32">https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c32</a>				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c35">https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c35</a>	6			7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c31">https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c31</a>				8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. ダイオキシン類特別教育	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c34">https://www.meihokuroki.or.jp/course/safety/c34</a>				7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d02">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d02</a>				6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d05">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d05</a>		26		6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d03">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d03</a>				6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d11">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d11</a>		4	1	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d12">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d12</a>			9	6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d12-2">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d12-2</a>			8	6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. 採用担当者研修	<a href="https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d04">https://www.meihokuroki.or.jp/course/employee/d04</a>			4	6,000	7,000	名北労働基準協会

愛知労働局管内死亡災害発生状況 ( 令和7年9月5日 現在の速報値)

※( )内は交通事故による死亡者数で内数である。

年 別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
<b>製 造 業</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>8 (1)</b>
食料品製造業			1
化学工業	1		
鉄鋼・非鉄金属	1		
金属製品		1	1
一般・電気・輸送用	1	1	3 (1)
その他の	2	2	3
<b>建 設 業</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>9 (2)</b>
土木工事業	1		2 (1)
建築工事業		3	3
その他の		2	4 (1)
<b>陸上貨物運送事業</b>	<b>4 (3)</b>	<b>1</b>	<b>3 (1)</b>
<b>商 業</b>	<b>1 (1)</b>	<b>4 (3)</b>	<b>9 (6)</b>
卸売業			1
小売業	1 (1)	3 (2)	7 (5)
その他の		1 (1)	1 (1)
<b>清掃・と畜業</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>
<b>上記以外の事業</b>	<b>2 (1)</b>	<b>1</b>	<b>3 (1)</b>
<b>合 計</b>	<b>14 (5)</b>	<b>16 (3)</b>	<b>34 (11)</b>

月別死亡災害発生状況積算グラフ



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をバケットでつかみ、巻き上げたところ、バケットが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を掻き落とす作業をしていた被災者が、バケットと船倉壁面に挟まれ死亡したものの。
	事業場規模	10～29名 業種 港湾運送業 40代 積み卸し作業者 経験 1年
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。
	事業場規模	9名以下 業種 土木工事業 60代 その他の運転手 経験 30年
R7.2.4. 2025 16:15	もつれ等 起因物なし	会社倉庫の駐車場においてアスファルトを歩いた際、誤って足がもつれ滑って転倒し、後頭部をアスファルトで打撲。
	事業場規模	10～29名 業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転手 経験 0年
R7.2.6. 2025 12:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	農作物を自動車で運送している途中で、停止していたトラックに気づかず追突し、死亡したものの。
	事業場規模	9名以下 業種 農業 50代 経験 年
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したものの。
	事業場規模	300～499名 業種 輸送用機械等製造業 40代 その他の職種 経験 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したものの。
	事業場規模	100～299名 業種 化学工業 10代 製造業 経験 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
	事業場規模	9名以下 業種 商業 70代 配達員 経験 15年
R7.4.1. 2025 10:30	2メートル未満からの 階段・さん橋	2階から1階にかけての階段で、掃除機をかけながら後ろ向きに降りていたところ、階下に転落し、その後亡くなったもの。
	事業場規模	9名以下 業種 清掃・と畜業 70代 清掃員 経験 7年
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。
	事業場規模	1000名以上 業種 鉄鋼業 20代 製鉄工、製鋼工 経験 5年
R7.5.19. 2025 14:30	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	倉庫のコンテナ内で作業を行っていた被災者が、フォークリフトで荷が積み込まれた際に、その荷とコンテナ内にある荷との間に挟まれ、亡くなったもの。
	事業場規模	9名以下 業種 その他の製造業 60代 作業員 経験 年
R7.6.8. 2025 9:35	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	店舗商品を納品するため路上駐車し、納品終了後次の店舗に向かう前に荷室の荷物整理を行っていたところ、後方に車両が追突し負傷し、医療機関に救急搬送されたが亡くなったもの。
	事業場規模	30～49名 業種 道路貨物運送業 50代 貨物自動車運転者 経験 5年
R7.6.23. 2025 13:25	感電 電力設備	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電し被災したものの。
	事業場規模	500～999名 業種 パルプ・紙・紙加工品製造業 30代 作業員・技能者 経験 13年
R7.6.27. 2025 4:00	交通事故(道路) トラック	交差点付近で、被災者が運転していた大型トラックが、停車していた大型トラックの後部に追突したものの。
	事業場規模	9名以下 業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転者 経験 41年
R7.7.15. 2025 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が運転する中型トラックが前方の大型トラックに追突し、心肺停止で死亡が確認されたもの。
	事業場規模	9名以下 業種 道路貨物運送業 40代 トラック運転手 経験 年

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.8.25. 2025 11:50	感電 電力設備	電気使用設備追加工事の受注にあたって事前確認のため分電盤を開き、余剰能力の確認を行っていたところ分電盤内の活線に触れ感電し、死亡したもの。
	事業場 規模 9名以下	業種 その他の建設業 20代 電気工 経験 5年

# 令和7年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年8月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和7年	令和6年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		36		39		-3	-7.7%
	食 料 品 製 造 業	1		6		-5	-83.3%
	織 維 工 業	3		3		0	0.0%
	鉄 鋼 業	8		3		+5	+166.7%
	金 属 製 品	5		5		0	0.0%
	一 般 機 械 器 具	3		3		0	0.0%
	輸 送 機 械 製 造	3		8		-5	-62.5%
	上 記 以 外 の 製 造 業	13		11		+2	+18.2%
建 設 業		6		8		-2	-25.0%
	土 木 工 事 業	1		4		-3	-75.0%
	建 築 工 事 業	2		3		-1	-33.3%
	そ の 他 の 建 設 業	3		1		+2	+200.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		9		6		+3	+50.0%
小 売 業		16		11		+5	+45.5%
	新 聞 販 売	3				+3	-
	そ の 他 の 小 売 業	13		11		+2	+18.2%
通 信 業		3		3		0	0.0%
社 会 福 祉 施 設		4		7		-3	-42.9%
飲 食 店		3		3		0	0.0%
清 掃 ・ と 畜 業		3		3		0	0.0%
上 記 以 外 の 事 業		13		15		-2	-13.3%
合 計		93	0	95	0	-2	-2.1%

死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年8月末現在)

業種	7年8月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期	業種	7年8月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期
<b>小計</b>	5	36	39	土石採取業			
製 造 業	食品製造業	1	6	建設業	1	6	8
	繊維工業・繊維製品製造業	1	3	道路旅客運送業		2	
	木材木製品・木製家具製造業		1	道路貨物運送業		9	6
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業			
	化学工業		1	商業	3	18	12
	窯業・土石製品製造業		1	金融・広告業	1	2	
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	1	17	保健衛生業	1	6	10
	金属製品、金属家具製造業	1	5	接客娯楽業		5	6
	一般機械器具製造業	1	3	清掃業		3	3
	電気機械器具製造業		1	ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	1	3	その他の事業		6	11
	その他の製造業			2	<b>合計</b>	11	93

( )内は死亡者数を外数で表す。